

第2次十和田市総合計画 策定方針

1. 趣旨

本市では、第1次十和田市総合計画「感動・創造推進プラン十和田」に基づき、「感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めてまいりました。

現在、我が国の社会経済情勢は、長引く景気の低迷による経済の停滞、人口減少や少子高齢化の一層の進展、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する安全・安心意識の高揚、地方分権の推進など、大きな転換期を迎えております。

本市においても、人口減少による経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下などが市民生活に大きな影響を及ぼすものと懸念されており、市民参画による協働のまちづくりを進めていくことの重要性は、今まで以上に高まるものと考えております。

このことから、現行の第1次十和田市総合計画の計画期間終了後、引き続き、豊かな自然やアートが融合した本市ならではの地域特性を踏まえた、将来にわたって持続可能な地域をめざす計画として、本市のまちづくりの目標やその実現に向けた施策の基本的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進めていく上での指針となる次期総合計画を策定するものです。

2. 計画の体系と期間

総合計画は、十和田市まちづくり基本条例第14条の規定に基づき、本市における総合的かつ計画的な行財政運営を行うための最上位の計画と位置づけて策定するものとし、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

(1) 基本構想

まちづくりの基本理念や将来像を定めるとともに、それを実現するための基本的な施策の大綱を示すものとし、平成29年度を初年度として平成38年度を目標年度とする10か年計画とします。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる施策大綱に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものとし、また、今日の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するために、計画期間は前期5年間、後期5年間とします。

(3) 実施計画

基本計画に示された、根幹的施策の具体的な実施内容を明らかにするものとし、第1期実施計画の計画期間は4年間、第2期及び第3期実施計画の計画期間はそれぞれ3年間とします。また、施策や事業の実効性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行います。

【図1ー計画期間のイメージ】

○現行の計画期間

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
基本構想	←—————→									
基本計画	←—————→									
実施計画		← (1期) →			← (2期) →			← (3期) →		
市長任期	←—————→									

○新たな計画期間

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
基本構想	←—————→									
基本計画	← (前期) →				← (後期) →					
実施計画		← (1期) →			← (2期) →			← (3期) →		
市長任期	←—————→									

3. 策定に係る基本的な考え方

(1) 市民との協働の推進

総合計画は、本市におけるまちづくりの指針となる重要な計画であることから、十和田市総合計画策定市民委員会や市民ワークショップによる意見集約、市民意識調査をはじめとするアンケート調査やパブリックコメント等、様々な機会を捉えた市民意見の把握と計画策定の各段階における市民参画に取り組み、市民と行政の協働による計画づくりを推進します。

(2) 各施策分野の計画との整合性

総合計画は、本年度新たに策定される十和田市まち・ひと・しごと創生「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」をはじめ、各施策分野において策定した個別計画との整合性を図るとともに、さらに新たなニーズを踏まえた計画とします。

また、個別計画についても、総合計画の検討と合わせて必要に応じた見直しを行うなど、可能な限り総合計画を踏まえた内容となるよう努めるものとします。

(3) 議会の議決

地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務に関する規定は削除されましたが、基本構想は、十和田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年6月26日、条例第19号）第2条の規定に基づき、議会の議決を経て策定するものとします。

4. 策定体制

(1) 市民参加

① 計画検討段階における市民参加

ア 十和田市総合開発審議会（20人以内）

十和田市総合開発審議会条例に基づき、有識者等による「十和田市総合開発審議会」を設置し、基本構想及び基本計画案について、市長の諮問に応じた審議、答申を行うものとします。

イ 十和田市総合計画策定市民委員会（20 人以内）

総合計画の策定にあたっては、公募及び推薦の方法により選出した市民で組織する「十和田市総合計画策定市民委員会」を設置し、市民の意見を反映させた計画づくりを行います。

ウ 地域審議会

総合計画は、合併協議のもとに策定され、平成 26 年度に計画期間の変更を行った「新市まちづくり計画」を包含する計画であることから、地域審議会の意見を伺うものとしします。

エ 市民意識調査

本市の課題を踏まえたまちづくりの方向性等について、市民をはじめ各種団体や学生、職員等を対象としたアンケート調査を実施します。

オ 市民ワークショップ

本市の現状と将来像等について検討してもらうため、まちづくりに重要と思われるテーマ毎にワークショップを開催し、市民の意見を総合計画に反映させるための提案書を作成します。

カ 情報の共有

市広報やホームページを活用して積極的な情報提供を行うとともに、まちづくりに関する意見の募集を行います。

②計画とりまとめ段階における市民参加

ア パブリックコメント

総合計画の素案をホームページ等で公開し、市民の意見を募るとともに、寄せられた意見に対する市の考えを公表します。

イ 市民説明会

パブリックコメントの実施に合わせ「市民説明会」を開催して、総合計画素案の内容説明及び意見交換を行います。

(2) 庁内体制

①庁議

審議会へ諮問するために、策定委員会で作成した素案を審議します。また、審議会の答申に基づく調整を行い、議会上程議案としての庁内決定を行います。

②策定委員会

副市長を委員長に、部長等連絡調整会議の構成員で組織し、策定専門委員会において作成された計画案の審議を行います。

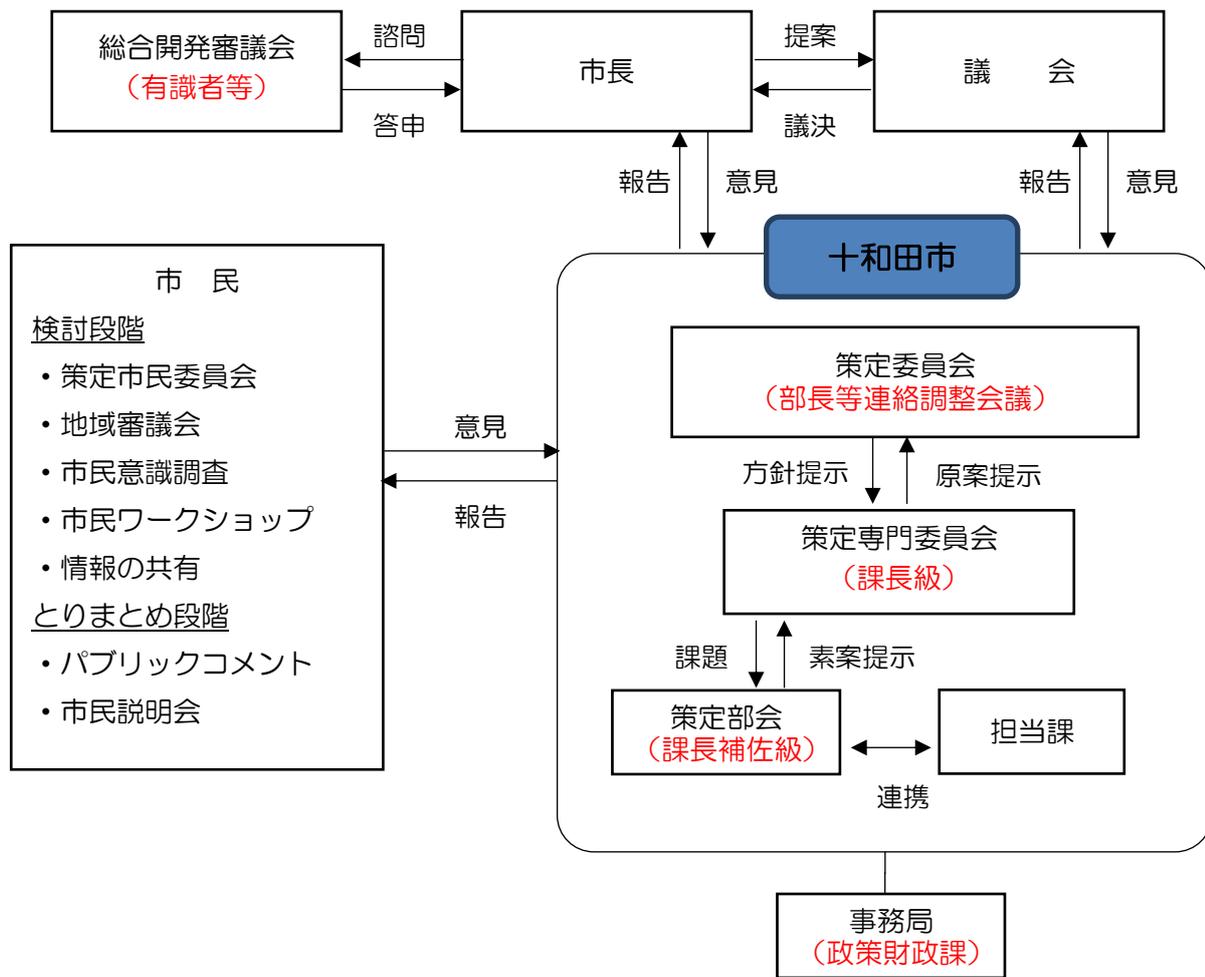
③策定専門委員会

企画財政部長を委員長に、課長級の職員で組織し、基本構想及び基本計画の原案を作成します。

④策定部会

専門委員会の下に、課長補佐級以下の職員で組織する策定部会を置き、計画立案に関する課題等の検討と計画の素案づくりを行います。

【図 2ー策定体制イメージ】



5. 策定スケジュール

別紙 1

6. 総合計画策定支援業務

総合計画の策定に必要となる業務のうち、現状分析及び把握、各種基本データの整理・分析、市民意識調査の実施などに係る業務は、民間コンサルタントにその一部を委託して実施します。

(1) コンサルタントの選定

プロポーザル方式を予定

(2) 業務内容 (予定)

- ① 総合計画策定支援
- ② 市民意識調査支援 (市民アンケート、ワークショップ支援等)

